

徳島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年二月六日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	
同	先	三好市東祖谷櫻尾六五三番一地	区間
新	旧	新旧の別	敷地の幅員（メートル）
八・四・九・七	六・九・七・七	八・四・九・七	（メートル）
一一・四	一一・四	一一・四	（メートル）